

みんなの国民年金

平成26年度国民年金特集号

～世代と世代の支え合い～

国民年金制度はすべての国民を対象に老齢、障がい、死亡による所得の喪失や減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度です。

平成26年度制度改正 国民年金保険料の納付取り扱いが変わりました

●さかのぼっての免除申請が可能に

申請免除は、保険料の納付が困難な場合に申請し、承認を受けることで保険料の全額または一部が免除または猶予される制度です。

改正前

さかのぼって免除が申請できる期間は、申請時点の直前の7月（学生納付特例は4月）まで

改正後

過去2年1か月前までさかのぼって申請可能に（学生納付特例も同様）
※2ページ右下参照

【例】免除・納付猶予の場合（平成26年6月に申請する場合）

	24年5月		24年7月		25年7月		26年6月
これまで						申請が可能な期間	
平成26年4月から						申請が可能な期間	

2年1か月

☆未納期間は、将来の受給資格・年金額に反映されません。
免除申請をすることで、将来の受給資格・年金額につながる可能性があります！

※免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

<保険料額>	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	若年者納付猶予	学生納付特例
平成24年度	なし	3750円	7490円	1万1240円	なし	なし
平成25年度		3760円	7520円	1万1280円		
平成26年度		3810円	7630円	1万1440円		

●法定免除期間の保険料が納付可能に

法定免除とは、障害基礎年金や生活扶助を受けている人が届出をすることで保険料が全額免除になる制度です。

改正前

法定免除を受けている人が保険料を納めるときは保険料の後払い（追納制度）のみ可能

改正後

法定免除期間のうち本人が申し出た期間は保険料を通常通り納付可能

また、法定免除該当日前に前納した保険料は、保険料納付済期間とするか、保険料の還付を受けるか選択できます。

これまで

障害基礎年金受給権発生

納付済

法定免除期間

免除に該当すると納付できない

平成26年4月から

障害基礎年金受給権発生

納付済

法定免除期間

納付（年金額の増額につながります）

納付申出始期前の期間は追納のみ可能 申出により納付が可能

平成26年度制度改正 年金受け取りの仕組みが変わりました

●遺族基礎年金の受給対象者拡大

改正前

死亡した人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」が対象 ※子については3ページ参照

改正後

改正前の対象者に加え、「子のある夫」も対象
※平成26年4月以降に死亡した人の遺族が対象となります。

●未支給年金を受け取れる遺族の範囲拡大

改正前

亡くなった人と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、祖父母または兄弟姉妹」が対象

改正後

改正前の遺族の範囲に加え「それ以外の3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）」も対象
※平成26年4月以降に死亡した人の遺族が対象となります。

●繰下げ請求が遅れた場合もさかのぼって年金受給可能に

改正前

老齢年金の受給権を取得した日から5年経過した日後に繰下げの請求があったときは、請求の翌月から増額された年金を支給

改正後

5年経過した日の属する月の翌月から増額された年金を支給

これまでの
請求をした月の翌月分から支給

平成26年4月からは
70歳到達月の翌月分から支給

65歳 繰下げ待機期間 70歳 72歳請求 支給

65歳 繰下げ待機期間 70歳 72歳請求 支給

平成26年4月

●障害年金の額改定請求が1年を待たず請求可能に

改正前

障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求不可

改正後

障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求可能

●国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入可能に

改正前

国民年金の任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入不可

改正後

合算対象期間として受給資格期間に算入可能
※合算対象期間は、年金の受取額には反映されません。

公的年金の被保険者

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
 農業・自営業・学生・フリーターなどの人	 会社等で厚生年金・共済組合に加入している人	 第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）
加入手続先 保険年金課年金窓口・各サービスセンター	加入手続先 勤務先	加入手続先 配偶者の勤務先
保 険 料 平成26年度 月額1万5250円	保 険 料 標準報酬月額×保険料率	保 険 料 個人で納める必要なし
日本年金機構から送付される納付書や口座振替、クレジットカードにより納付ができます。	保険料は事業主と被保険者が折半で負担し、被保険者負担分は給与から差し引かれます。	第2号被保険者である配偶者が加入している年金制度から国民年金制度へ拠出されるもので、個人で納める必要はありません。

第1号被保険者の保険料

定額保険料（平成26年度）	月額 1万5250円	※付加年金は希望により納付できます。定額保険料に上乗せして納付することで、老齢基礎年金を受け取る際に加算されます。
付加保険料※	月額 400円	付加保険料のみの納付はできません。

保険料の納付方法

納付書で納付	口座振替で納付	クレジットカードで納付
毎月の保険料は翌月末日までに納付します。 ●納付場所 全国の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、信用組合、農協、漁協、労働金庫、コンビニエンスストア	通常は翌月末日振替ですが、当月末日振替にすると、1か月あたり50円の割引（早割）になります。 ●申込み窓口 金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、年金事務所 ●必要なもの 年金手帳・預（貯）金通帳・届出印	毎月末日に当月分の保険料をクレジットカード会社が立て替え納付します。 ただし、早割は利用できません。 ●申込み窓口 年金事務所 ●必要なもの クレジットカード納付申出書 年金手帳（郵送の場合は写し）

※その他に、電子納付（インターネットバンキング、表示のあるATMなど）でも納付できます。

前納がお得です！

●6か月前納（平成26年10月～平成27年3月）						〈参考〉1年前納（平成26年4月～平成27年3月）						〈参考〉2年前納（平成26年4月～平成28年3月）					
毎月納付（割引なし）		納付書・クレジットカード払い		口座振替		毎月納付（割引なし）		納付書・クレジットカード払い		口座振替		毎月納付（割引なし）		口座振替			
		前納額	割引額	前納額	割引額			前納額	割引額	前納額	割引額			前納額	割引額		
定額保険料	9万1500円	9万760円	740円	9万460円	1040円	定額保険料	18万3000円	17万9750円	3250円	17万9160円	3840円	定額保険料	37万80円	35万5280円	1万4800円		
定額保険料＋付加	9万3900円	9万3140円	760円	9万2830円	1070円	定額保険料＋付加	18万7800円	18万4460円	3340円	18万3860円	3940円	定額保険料＋付加	37万9680円	36万4500円	1万5180円		

※口座振替またはクレジットカードで6か月前納を希望する場合は8月末日まで、翌年度分以降の1年または2年前納を希望する場合は2月末日までに手続きをしてください。1年前納の納付書納付期限、口座振替日、クレジットカード立替納付日および2年前納の口座振替日は4月末日、6か月前納の納付書納付期限、口座振替日、クレジットカード立替納付日は10月末日です。

保険料の納付が困難な場合、免除制度があります

●申請免除/若年者納付猶予※

※若年者納付猶予は30歳未満の人が対象。

- ・過去期間は申請書受付日から2年1か月前、将来期間は次の6月まで申請ができます。
- ※平成26年7月以降の申請免除は 平成26年7月から受付開始です。
- ・申請免除は、申請者・配偶者・世帯主の所得が審査され、若年者納付猶予は申請者・配偶者の所得が審査されます。
- ・退職などの理由により、勤務先からの離職票やハローワークからの雇用保険受給資格者証などが交付された場合は、失業特例を受けられる場合があります。

<給付との関係>

免除区分	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
年金額への反映	免除区分・期間に応じて、減額されます				年金額には反映されません
受給権との関係	受給資格期間に入ります	一部免除で定められた保険料を納めると受給資格期間に入ります			受給資格期間に入ります
あとから保険料を納付する場合	10年以内なら、承認を受けた期間の保険料を納付できます（3年目からは当時の保険料に一定の加算金がかかります）				

※4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合は、期限内に定められた保険料を納付しないと未納期間扱いとなります。

●学生納付特例

被保険者が学生の場合は、申請し承認を受けることで保険料の納付が猶予されます。

- ・過去期間は申請書受付日から2年1か月前、将来期間は次の3月まで申請ができます。
- ・申請には在学が確認できる学生証や在学証明書が必要です。
- ・年度ごとの申請が必要です。

※給付との関係は、若年者納付猶予と同じです。

●法定免除

1級または2級の障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている人は、届出をすることで保険料が全額免除になります。

※給付との関係は、申請免除の全額免除と同じです。

※申請免除・学生納付特例および法定免除は、各サービスセンターでは手続きできません。保険年金課年金窓口または越谷年金事務所まで申請してください。

国民年金の給付

老齢基礎年金

国民年金保険料を納付した期間や国民年金保険料の申請免除・学生納付特例の承認を受けた期間、厚生年金や共済組合の加入期間、合算対象期間等の合計が**25年(300月)以上**ある人が、65歳から受け取れます。

平成26年度支給額	年 額	月 額
満額(40年間納付した場合)	77万2800円	6万4400円
25年間(300月納付した場合)	48万3000円	4万250円

※申請免除や学生納付特例、合算対象期間などがある場合は、その期間に応じて年金額が減額されます。
※60歳までに納付等月数が300月に満たない人でも、70歳までもう一度国民年金に加入をし、納付をすることで受給資格を得られる可能性があります。

繰上げ請求と繰下げ請求

老齢基礎年金は原則65歳からですが、希望すれば60歳からでも減額された年金を受け取ることができます。
また、66歳から70歳までの間、受給開始の請求を遅らせて増額された年金を受けることもできます。
繰上げ請求、繰下げ請求における受給率は下の表のとおりです。
※一度繰上げ請求をすると生涯減額された年金を受け取ることになります。

	繰上げ請求						繰下げ請求					
請求年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
受給率	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	

障害基礎年金

20歳前や国民年金加入中(または被保険者であった人が日本国内に住所を有している60歳から65歳になるまでの期間)に初めて医師の診療を受けた病気やけがにより、国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していると認められた場合に支給されます。

●保険料納付要件(20歳前に初診日がある人を除く)
障がいのもととなった病気やけがで初めて診療を受けた日(初診日)の前日において、初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料3分の2以上納めている(免除・猶予期間も含む)こと。または、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない(免除・猶予期間も含む)こと。

遺族基礎年金

亡くなった人が次の要件のいずれかに該当した場合、その人に生計を維持されていた**子のある妻、子のある夫、または子**に支給されます。
(子とは18歳未満の子、または障害基礎年金に該当する程度の障がいがある20歳未満の子です。)

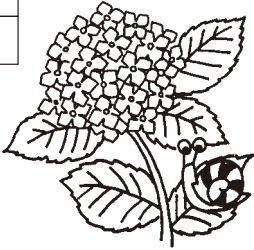
- ①国民年金加入中の人 が亡くなった
- ②以前国民年金に加入していた、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人が亡くなった
- ③老齢基礎年金を受けていた人、または老齢基礎年金を受ける権利を満たしていた人が亡くなった

●保険料納付要件(①・②の場合のみ必要)
死亡日の前日において、死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている(免除・猶予期間も含む)こと。
または、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない(免除・猶予期間も含む)こと。

平成26年度支給額	年額77万2800円(月額6万4400円)+子の加算
-----------	----------------------------

※子の加算額は、下の表のとおりです。

	年 額	月 額
1人目	22万2400円	1万8533円
2人目	22万2400円	1万8533円
3人目以降	7万4100円	6175円



20歳前傷病による障害基礎年金受給者の皆さんへ

20歳前傷病による障害基礎年金を受給している人は、毎年7月に所得状況届(または診断書)が日本年金機構から送付されます。

所得状況届(または診断書)の提出期限は7月末日となっておりますので、忘れずに保険年金課年金窓口へ提出してください。

第1号被保険者の独自給付

付加年金	寡婦年金	死亡一時金														
●定額保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納付すると、年間の老齢基礎年金額に付加年金を上乗せして受給できます。 （上乗せ額） 200円×付加保険料納付月数 ●65歳未満の第1号被保険者が加入できますが、国民年金基金に加入している人や、国民年金保険料の免除を受けている人は加入できません。	●第1号被保険者として、国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が、老齢基礎年金を受けずに亡くなった場合、妻（婚姻期間10年以上）が60歳から65歳になるまでの間支給されます。 ●支給される年金額は、夫が受けるはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額となります。 ●死亡一時金に該当する場合は、どちらかの選択となります。	●第1号被保険者として、国民年金保険料を納付した月数が36月以上ある人が年金を受けずに亡くなった場合、亡くなった人と生計を同じくしていた遺族に支給されます。 ●請求期間は、死亡日から2年以内となります。 <table><tr><th>保険料納付済月数</th><th>死亡一時金の額</th></tr><tr><td>36 月以上180月未満</td><td>12万円</td></tr><tr><td>180月以上240月未満</td><td>14万5000円</td></tr><tr><td>240月以上300月未満</td><td>17万円</td></tr><tr><td>300月以上360月未満</td><td>22万円</td></tr><tr><td>360月以上420月未満</td><td>27万円</td></tr><tr><td>420月以上</td><td>32万円</td></tr></table> ※付加保険料の納付が36月以上ある場合は、8500円を加算	保険料納付済月数	死亡一時金の額	36 月以上180月未満	12万円	180月以上240月未満	14万5000円	240月以上300月未満	17万円	300月以上360月未満	22万円	360月以上420月未満	27万円	420月以上	32万円
保険料納付済月数	死亡一時金の額															
36 月以上180月未満	12万円															
180月以上240月未満	14万5000円															
240月以上300月未満	17万円															
300月以上360月未満	22万円															
360月以上420月未満	27万円															
420月以上	32万円															

年金受給者の皆さまへ ～こんな時は、こんな手続きを！～

誕生月がきたとき	住所や年金の受取先を変えるとき	年金を受けている人が亡くなったとき
年金受給権者現況届の提出 ●住民票コードを届出済の人は、原則提出が不要です。 ●住民票コードが未届けの人、加給年金を受けている人などは、毎年誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入し、日本年金機構へ返送してください。	年金受給権者住所・支払機関変更届の提出 ●平成23年7月1日から、住民票コードを届出済の人は、住所変更届の提出が不要となりました。 ●住民票コードを未届けの人などは、今まで通り住所変更届の提出が必要です。 ●年金の受取先を変更する場合は、支払機関変更届を越谷年金事務所まで提出してください。	年金受給権者死亡届の提出 ●平成23年7月1日から、住民票コードを届出済の人は、死亡届の提出が不要となりました（死亡の事実があってから、7日以内に市区町村に届出をした場合に限りです）。 ●上記以外の場合は、死亡届の提出が必要です。 ●死亡届の提出が必要な場合は、亡くなった人の年金証書および死亡を証明する書類を添付し、速やかに草加市役所保険年金課年金窓口または越谷年金事務所に届出をしてください。届出が遅れると、年金の過払いとなり、遺族に後日返納義務が生じる場合があります。

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

後納制度のご案内

未納となっている国民年金保険料を過去10年分までさかのぼって納付することができます。
ただし、納付をするためには**申込みが必要**です。
納付期限:平成27年9月まで

☆後納制度のメリット☆

2年以上前の未納となっている保険料を納めることにより…

- 将来受け取る年金額を増額できます！
- 現時点で年金の受給資格がない人も、老齢年金の受給資格を得られる可能性があります！

注意

- この制度は、すでに老齢基礎年金を受けている人は対象となりません。
- 過去3年度以前の期間は、当時の保険料に加算金がつきます。
（例）平成26年度に納付する場合の後納保険料額
…平成23年度分以前→当時の保険料+加算金
…平成24年度分以降→当時の保険料のまま
- 納める際は過去10年以内の未納となっている最も古い月の分から納付する必要があります。
- 後納保険料額は政令で定められ、毎年（平成24年度から平成27年度までの間に限る）改定されます。
- 10年目は月ごとに納付期限が到来します。
（例）平成16年6月分→平成26年6月末日が納付期限

お申込みから納付まで

- ①年金事務所に申込書を提出（申込書は保険年金課年金窓口、年金事務所、日本年金機構ホームページで取得できます）。
 - ②年金事務所において申込書の審査を行い、承認されると納付書が発行されます。
 - ③納付書により金融機関・コンビニエンスストア等で納付をしてください。
- ※詳しくは越谷年金事務所または国民年金保険料専用ダイヤル（☎0570-011-050）へ問い合わせてください。

東日本大震災により被災された被保険者の皆さんへ（国民年金保険料免除のお知らせ）

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避を受けた市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた人は、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
対象期間、対象市町村および申請手続きについては、保険年金課年金窓口または越谷年金事務所へ問い合わせてください。

問い合わせ先一覧

- 厚生年金・国民年金の問い合わせ**
日本年金機構 越谷年金事務所
〒343-8585 越谷市弥生町16-1
越谷ツインシティBシティ3階
☎ 048-960-1190（代表）
FAX 048-960-7220

- 国民年金の問い合わせ**
草加市役所 保険年金課年金係
〒340-8550 草加市高砂1-1-1
☎ 048-922-1596（直通）
FAX 048-922-3178

気軽に利用できます！！

- ねんきんダイヤル**
ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ
☎ 0570-058-555
一般的な年金相談に関する問い合わせ
☎ 0570-05-1165

- 日本年金機構ホームページ**
<http://www.nenkin.go.jp>
☆年金額の簡易試算など、さまざまなことを調べることができます。



越谷年金事務所 交通のご案内

- 電車の場合
東武スカイツリーライン 越谷駅から徒歩2分
- 車の場合
越谷駅東口駐車場を利用してください。

国民年金に上乗せ！国民年金基金とは？

国民年金基金は、国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。国民年金に上乗せして受け取ることができます。国民年金基金の掛金は全額社会保険料控除の対象となります。詳しくは埼玉県国民年金基金に問い合わせてください。

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル2F
<http://www.kokunenkin.or.jp>

☎ 0120-65-4192
☎ 048-838-7575
FAX 048-838-7570

